

造林・治山事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林・治山事業(地拵外3)請負
- 2 履行場所 鹿児島県南九州市川辺町
山之寺国有林33た林小班外7
別冊 図面のとおり
- 3 事業内容 地拵作業 7.52ha 植付作業 7.52ha
獣害ネット設置 650.00 m
下刈作業 0.78ha
計 15.82 ha
650.00 m
- 4 事業期間 自 令和〇年〇〇月〇〇日（契約締結日の翌日）
至 令和9年2月26日
- 5 作業仕様書 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇,〇〇〇円也）

- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは〇印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	1回以内	第38条

×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条
---	------------------	------

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

(1) 別紙、特記仕様書のとおり

(2) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月英伸と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

請負者（乙）住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇林業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者
住所 〇〇林業株式会社
〇〇県〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
住所 〇〇林業株式会社
〇〇県〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇〇〇

住所

〇〇林業株式会社

〇〇県〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		獣害防止ネット の点検等	備考
						自	至	品名	数量		
地拵	33た	組合せ	4.64		4.64	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	無	無	—	谷山
小計			4.64		4.64						
植付	33た	正方形植	4.64		4.64	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	スキコンテナ苗	8,300本	—	谷山
小計			4.64		4.64				8,300本		
地拵	55ふ	組合せ	2.88		2.88	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	無	無	—	郡山
小計			2.88		2.88						
植付	55ふ	正方形植	2.88		2.88	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	スキコンテナ苗	5,700本	—	郡山
小計			2.88		2.88				5,700本		
獣害防止ネット 設置	55ふ	—	650m		650m	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	獣害防止 ネット	650m	—	郡山
小計			650m		650m						
下刈	68ろ	全刈(4)	0.03		0.03	契約締結日 の翌日から	令和9年 2月26日	無	無	無	郡山
〃	68ろ3	全刈(4)	0.03		0.03	〃	〃	〃	〃	無	〃
〃	69い	全刈(4)	0.36		0.36	〃	〃	〃	〃	無	〃
〃	73い2	全刈(4)	0.21		0.21	〃	〃	〃	〃	無	〃
〃	73り1	全刈(4)	0.14		0.14	〃	〃	〃	〃	無	〃
〃	73り2	全刈(4)	0.01		0.01	〃	〃	〃	〃	無	〃
小計			0.78		0.78						
合計			650m 15.82		650m 15.82						

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
 4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	33た	植付	正方形植	4.64	林業用 スギ苗木	コンテナ苗【MC苗】鹿児島産 根元径5.0mm上 苗長35cm上 花粉の少ない苗木	8,300本	
	55ふ	植付	正方形植	2.88	林業用 スギ苗木	コンテナ苗【MC苗】鹿児島産 根元径5.0mm上 苗長35cm上 花粉の少ない苗木	5,700本	
	55ふ	獣害防止 ネット設置		650m	獣害防止 ネット	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式)・ ネット編目:50mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向)800N以上を 有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプ ネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果 を証明できるもの) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8m×50m ・スカートネットサイズ:H0.6m以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33~35mm×2.4m、 4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネット の購入メーカー適合規格品であること	650m	
計				7.52ha			14,000本	
				650m			650m	

仕様書（1）

造林事業一般仕様書

1. 作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
2. 作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
3. 仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
4. 本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
5. 本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
6. 本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
7. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
8. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
9. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
10. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、請負者が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、発注者は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1 m以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

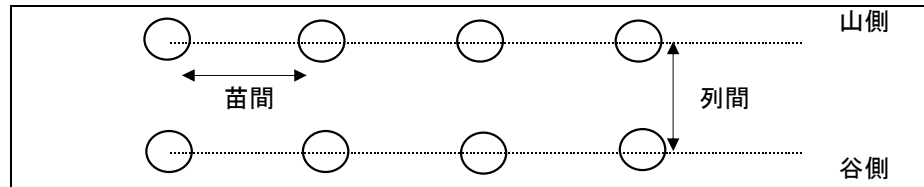
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギコンテナ苗	1,800	正方形植	約2.4m	約2.4m	33た
スギコンテナ苗	2,000	正方形植	約2.2m	約2.2m	55ふ

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は地形・地質を考慮し4 m 間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

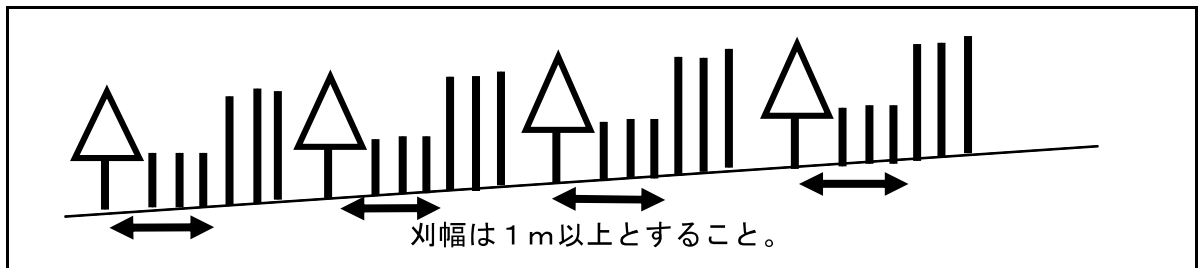
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図 ④ とする。

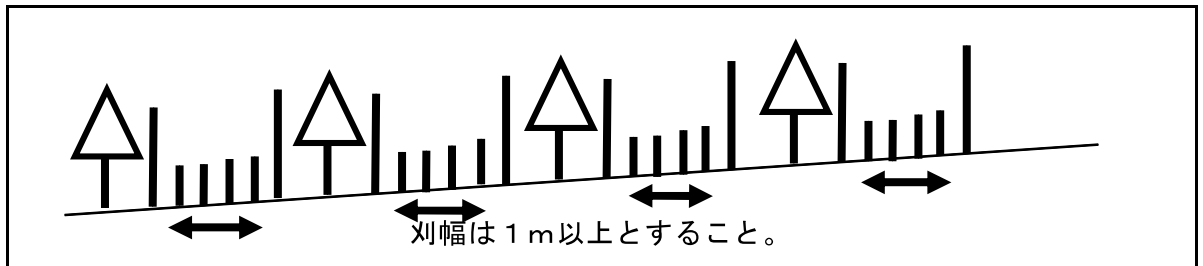
筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図①, ②, ③変更できるものとする。

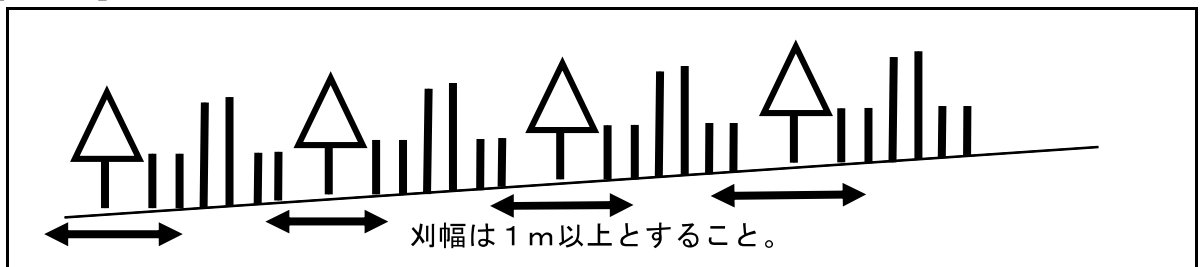
①【一方刈】



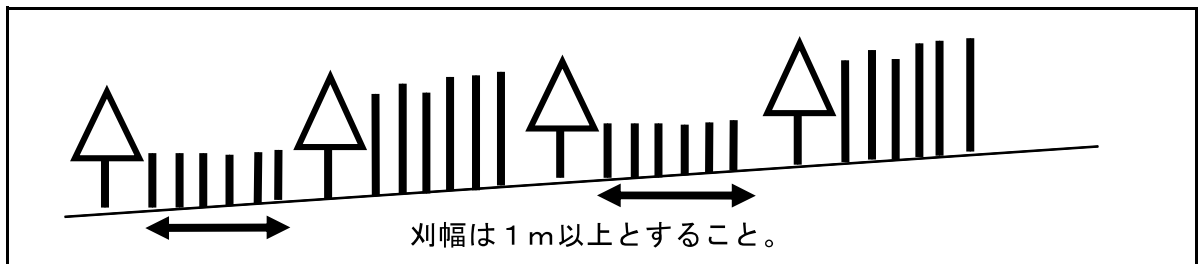
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径〇〇cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1/3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。